

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	3 - 306
許認可等の種類	竣工認可前の埋立地使用の許可			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第23条			
許認可等の概要	竣工認可前の、埋立に関する工事用でない工作物の設置の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕 ・公有水面埋立ての適正化について(昭和40年9月1日港管第2021号・建河発第341号運輸省港湾局長・建設省河川局長通達)</p> <p>3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。</p> <p>4 埋立ての免許に当たっては、次に掲げる条件を附するものとする。この場合において、(2)の条件について、公有水面埋立法第27条第2項の規定による登記の嘱託を行うものとする。</p> <p>(1) 埋立地を埋立ての免許の際の使用目的以外に使用する場合には、免許権者の許可を要するものとする。</p> <p>(2) 埋立地に関する権利の設定又は譲渡については、免許権者の許可を要するものとする。</p> <p>5 既に免許を与えている埋立てで竣工認可前のものについては、4の措置を講ずる等により、埋立地の適正な使用がなされる措置をするものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			